

障害者活躍推進計画に基づく取り組みの実施状況

1 機関名（任命権者）

豊橋市教育委員会（豊橋市教育委員会）

2 評価年度

令和4年度

3 目標に対する達成度

（1）採用に関する目標

| 目 標 | 目標値 | 実績値 |
|-----------------------------------------|---------------|---------------|
| 毎年6月1日時点の実雇用率において、（特例認定制度による合算で）法定雇用率以上 | 法定雇用率 2.6% | 実雇用率 2.67% |

（2）定着に関する目標

| 目 標 | 実績 |
|------------------|------------------------|
| 不本意な離職者を極力生じさせない | 現時点において、不本意な離職は生じていない。 |

4 取組内容の実施状況

（1）障害者の活躍を推進する体制整備

- イ）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第78条に基づき、令和元年11月15日に障害者雇用推進者として教育政策課長を選任した。
- ロ）組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、豊橋市市長部局（人事課等）と役割分担及び各種相談先を整理した上で、関係者間で共有している。
- ハ）役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行っている。
- ニ）新規採用職員に対して、障害者差別解消法に関する研修の中で、障害者とともに働くことについての講義を実施した。

（2）障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- イ）所属で行う人事評価面談の際に、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行っている。

（3）障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- イ）新規採用の障害者については、定期面談等により必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じている。
- ロ）措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施している。
- ハ）早出遅出制度、短時間勤務制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進している。
- ニ）時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進している。

(4) その他

- イ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進している。